

企業会計審議会総会

2008年3月27日

金融庁 総務企画局

午前10時02分 開会

安藤会長 それではただいまから企業会計審議会を開催いたします。

委員の皆様にはご多忙のところ、ご参集頂き誠にありがとうございます。

初めに、会議の公開についてお諮りしたいと存じます。

従来と同様、本日の総会も企業会計審議会の議事規則にのっとり、会議を公開することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

安藤会長 ありがとうございます。ご了解頂きましたので、そのように取り扱わせて頂きます。

本日は山本金融担当副大臣、戸井田金融担当大臣政務官にご出席頂いておりますので、それぞれごあいさつを頂きたいと思えます。それでは、山本金融担当副大臣からお願いいたします。

山本金融担当副大臣 おはようございます。金融担当副大臣の山本明彦です。今日は、渡辺大臣が国会のほうで呼ばれておりますので、私からごあいさつを申し上げたいと思えます。

企業会計審議会の総会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思えます。

我が国市場が十分な機能を発揮するためには、投資家に対し、企業情報が適正に開示されることが大切であります。そのための制度インフラであります会計制度や監査制度について、国際的な動向も踏まえつつ、整備を進める必要があると考えるものであります。

特に会計基準のコンバージェンスが重要な課題であります。EUでは、我が国会計基準と国際会計基準との同等性評価の作業が大詰めを迎えていると聞いております。関係する皆様には、これまでも多くの会計基準の見直しに取り組んで頂き、敬意を表する次第であります。引き続き積極的な対応をお願いいたします。

また、金融商品取引法に基づきまして、本年4月から内部統制報告制度が実施される場所でありますけれども、この金商法の改正に当たりまして、証券の銀行の窓販等でもあったのですけれども、70歳以上の人が投信を買いに来たら、「お年寄りの場合は、家族がついてこない」と販売しませんよ」とか、実際にそういったこともあったそうでありますけれども、非常に過度な反応があります。内部統制につきましても、皆様方が大変心配をされておまして、内部統制がしっかりできていないと上場廃止になってしまうのではないかと、罰則があるのではないかと、そんな心配もありますので、金商法不況と言われぬように、我々としてもしっかりと皆様方にご理解して頂きたいと思っております。

そうしたこともありまして、制度の意図を丁寧に説明するため、内部統制報告制度に関する

11の誤解というものをまとめまして、皆様方に配布をさせて頂きまして、そんな心配はない、しかししっかりやって頂きたいということで進めていきたいと考えております。

これらの問題を含めた諸課題に対応していく中で、企業会計審議会委員の皆様方におかれましては、引き続き格段のご協力を頂きますようお願いいたしまして、私からのごあいさつとさせて頂きます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

安藤会長 ありがとうございました。

戸井田金融担当大臣政務官は少々遅れてお見えになられるとのことですので、お見えになられましたら、ごあいさつを頂きたいと思えます。

山本副大臣が、この後ご公務があるとのことですので、ここで退席されます。

(山本副大臣 退室)

安藤会長 ここで、報道の方が退室いたしますので、そのまま少々お待ちください。

(プレス 退室)

安藤会長 それでは議題に入ります前に、前回の総会、昨年3月27日以降、委員の異動がございましたので事務局から紹介をお願いします。

三井企業開示課長 委員の交代について、ご説明申し上げます。

まず、長友英資様、それから山浦久司様が委員を退任されております。それから、五十嵐則夫様、静正樹様、友杉芳正様が新たに委員に就任されておりますので、ご紹介したいと存じます。まず静委員でございます。

静委員 東京証券取引所の静でございます。よろしく願いいたします。

三井企業開示課長 次に、友杉委員でございます。

友杉委員 友杉でございます。よろしく願いいたします。

三井企業開示課長 よろしく願いいたします。

なお、五十嵐(則)委員におかれましては、国際監査基準を設定しています国際監査・保証基準審議会に、本年より金融庁の代表としてオブザーバー出席をして頂いておりまして、本日はその関連会議に出席されておりまして、ご欠席でございます。

また、臨時委員といたしまして、篠原真様、西川郁生様が就任されております。本日はご欠席でございます。

新しい委員名簿をお手元にお配りしておりますので、ご参照頂ければ幸いです。

また、事務局にも異動がございますので、改めて紹介させて頂ければ幸いです。

佐藤金融庁長官でございます。

三國谷総務企画局長でございます。

振角公認会計士・監査審査会事務局長でございます。

岳野総務企画局審議官でございます。

黒澤総務企画局参事官でございます。

私、企業開示課長の三井でございます。

以上でございます。

安藤会長 ありがとうございます。

ただいまご紹介いただきましたが、これまで監査部会長を務めて頂きました山浦委員が今年の2月に会計検査院の検査官に就任されたことに伴い、委員を退任されております。現在、監査部会長が空席となっておりますが、企業会計審議会令では、部会長は会長が指名するということとなっておりますので、友杉委員に部会長をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次の議題に入らせて頂きます。本日は本審議会の今後の運営方針につきまして、皆様にご審議頂きたいと考えております。

つきましては、まず、本日の審議の参考として頂くため、本審議会に置かれております3つの部会に関連します会計、監査、内部統制につきまして、国際的な動向など、最近の状況のご報告をお願いいたします。

まず、最初に会計基準をめぐる国際的動向につきまして、事務局からご説明をお願いします。

黒澤参事官 総務企画局の黒澤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご紹介がありました会計基準をめぐる国際的な動向につきまして、ご説明申し上げます。ちょうど1年前の3月27日の総会におきましても、全く同じテーマで状況をご説明させて頂いておりますが、その後1年、いろいろなことが起こっております。そういった1年間の動きも踏まえながら、現状のご紹介をさせて頂きたいと思っております。

お手元に資料1をお配りさせて頂いております。表紙をおめくり頂きまして、横長になっておりますけれども、会計基準をめぐる各国の動向ということで、全体的な世界的なコンバージェンスの動向ということを示しております。この1年間、さらにコンバージェンスが進展しているということであろうかと思っております。その中で、特に私どもにとって関係がありますのは、右手のほうにあります。日本基準と国際会計基準との間のコンバージェンスをさらに加速させるという趣旨の東京合意、これをA S B JとI A S Bが昨年8月に合意し、発表しております。基本的に2011年までにコンバージェンスを完了させるという内容のものと理解いたして

おります。

それから左手の米国のほうでございますが、米国は引き続き米国基準なわけでございますけれども、SECのロードマップ、これは2005年4月に発表されまして、これに基づきまして、米国に登録している外国企業に対して国際会計基準の使用を認めるという決定が昨年末に行われております。国際会計基準を認めるということで、ロードマップがいわば到達点に達したという理解になるかと思えます。なお、注意すべきは、SECが認めたのは、あくまでも純粋な国際会計基準ということでございますので、EUの採用している国際会計基準ではないということです。厳密な意味での相互承認という位置づけにはなっておりません。

このような形で国際会計基準を中心にコンバージェンスが進んでいると評価できるかと思えます。ある資料によれば、全体で100カ国以上において、国際会計基準が使用ないしは受け入れられているという状況が現状かと思えます。

他方におきまして、皆様方ご存じのとおり、昨年夏以来のサブプライム危機といったことをめぐって、国際会計基準の適用のあり方についてさまざまな問題点が指摘されつつあるというのも事実でございます。国際会計基準というのは非常に若い、できたての基準でございますが、初めての試練に遭っているという状況であろうかと思えます。

そういった中で同等性評価というものが進められているわけですが、ページをおめくり頂きますと、EUにおける会計基準の同等性評価ということでございます。皆様方、大体概要はご承知であろうかと思われましても、EUにおきましては2005年1月から、EU域内については国際会計基準を域内企業に対しては強制的に適用するという形になっております。EUにおいて上場している第三国企業につきましても、2009年1月から国際会計基準を使うか、またはこれと同等と判断された基準のいずれかを使わなくてはならないという枠組みになっております。こういった中で、日本、アメリカ、あるいはカナダの会計基準について同等性評価が行われてきております。

2009年1月に向けて、同等性評価の作業の一貫としまして、ECは昨年12月、同等性評価の具体的な実施方法について定め、これをメカニズムと彼らは呼んでおりますが、決定・発表いたしております。さらにそういったメカニズムを踏まえて、CESR（欧州証券規制当局委員会）が、日本、米国、中国の会計基準の同等性について、助言案を公表しているところでございます。この2つについては、また追って詳しくご説明させていただきますが、そういうような形で現状進んできているということでございます。

ちょっと飛びまして、4ページの別紙1につきまして、若干テクニカルですがご説明させて

頂きますと、同等性評価がどう行われるかということで、ポイントだけ書いてあります。まず同等性評価の定義、これはこれまでCESRが使っていたものをほぼ踏襲しております。法律の条文なので非常にややこしい書き方をしていますが、要は投資家の目から見て同様の投資判断ができるような基準であれば、それは国際会計基準と同等であるという評価基準となっております。

それから第4条で、2009年以降の経過措置というものが、改めて導入されております。これは非常にわかりにくいのですが、どういうことかと申しますと、本来の同等性評価というのは今年の年内に行われまして、今年の末までに同等と判断されたものについては、2009年から完全同等という扱いになるわけですが、しかしながら、2009年までにそこにまで到達できないような会計基準もあり得る。それをばっさり切ることもできるのですが、そこについては何らかの救済規定をさらに設けているということでございます。したがって、2009年までに同等と判断されなかったような基準についても、2009年以降、2011年まで一定の条件のもとに引き続き現状を認め、2011年までに改めて同等性評価を行うという規定が盛り込まれております。

1項に書いてありますが、()のほうは収れん(コンバージェンス)している国で、()のほうアダプトをしている国を念頭に置いているということでございます。以上が、同等性評価のメカニズムということになります。

そういったしますと、日本の場合、2009年までに同等と認められる組に入るのか、それとも4条でいう救済措置、2011年まで先送りになってしまう、どちらのグループに入ってしまうのかということが当然論点になるわけですが、そのことにつきまして、別紙2という形でつけさせていただきますが、CESRとしての一定の判断が示されております。8ページになりますが、CESRは、ご存じのように2005年に同等性評価の助言案を一度出しておりますが、今回はそれを一応形の上ではアップデートしているということですが、判断基準その他を大きく変えて、ある意味で全く新しいアプローチになっております。昨年12月に発表されておりますが、現在、まだパブリックコメント期間中、今月の末までに最終版が出ると聞いております。

ここに書いてありますように、アプローチをこれまでのものと変えて、ホーリスティック・アプローチと彼らが呼んでいるものに転換しております。これはどういうことかと言いますと、彼らが2005年の助言のときに採用していたものは、スナップショット・アプローチとか、ボトムアップ・アプローチとか、いろいろな言い方がありますが、ある特定時点で基準を比べて、その時点での差異に着目して同等か否かを判断するという静的、スタティックなアプローチであります。したがって、論理的に、同等と言えるためには、その時点で差異がなくなると

いう程度までコンバージェンスが進んでいることが必要となりますし、また差異が残っていると補正措置が必要ではないかという議論が当然出てくることになります。

2005年当時は、こういったアプローチに基づいて、日本基準については、ほぼ同等ではあるが、26項目については差異がまだ残っているという判断を彼らはしていたわけであります。今回そのアプローチ自体を変えまして、ホーリスティック・アプローチ、すなわちここに書いてありますように、仮に基準間に相違が残っていたとしても、それらの差異の解消を目的とした基準設定主体間におけるコンバージェンスの計画があり、その計画が確実に実行されているということが確保できているのであれば、全体として、その時点で同等と言い切ってしまうののではないかという、非常にダイナミックな動きを前提にしたアプローチということになっております。

このようなアプローチに転換した理由はいろいろあるわけですが、ひとつ政治的な文脈としてこの下にちょっと書いてありますが、アメリカのSECが、先ほどご紹介しましたように、IFRSにかかる調整措置を撤廃しておりますが、そのときの判断もどちらかというところ、ホーリスティック・アプローチに近い考え方でありました。EUからすれば、アメリカ、さらに日本もそうですが、国際会計基準を受け入れているにもかかわらず、自分たちだけが補正措置みたいなものがないとだめだと言って、アメリカ基準、日本基準に意地悪するということは、恐らく政治的に成り立たないということで、こういうアプローチにせざるを得なかったとも言えます。逆にいうと、そういうところに追い込まれてしまったというのが1つの見方であろうかと思っております。

そういったアプローチのもとで、日本基準については下にありますように、2008年6月時点までが一応判断基準で、そのときにきちっと東京合意で示されたようなコンバージェンスプログラムが進んでいるということが確認できるのであれば、その時点で同等と言い切ってしまうののではないか、つまり、判断基準を2009年以降に先送りする必要はないのではないかという提案をしております。米国基準は若干ニュアンスが違っておりまして、米国の場合はIASBとFASBとのコンバージェンスがより一歩進んでいるという前提のもとに、恐らく6カ月間、6月まで待たずとも、もう現時点で同等と判断してもよいのではないかという趣旨のことが書かれております。

他方、中国基準でございますが、中国基準は表面上IFRSとなっておりますが、アダプションというよりはコンバージェンスという立場をとっております。ただ、新基準が採用されたのが2007年1月からで、やっと初年度の財務報告が入り始めているということでございます。

監査執行の面での状況が確認できないというのが現状でございますので、CESRの提案としては現時点で同等と判断することはできないと。2009年以降、執行状況を踏まえて、同等か否かの判断をすべきであると。要するに先送り組みではないかという言い方をしております。以上がCESRの提言でございます。この助言案がどうなるか、もちろん予断は許しませんが、間もなく最終案が出るわけですが、私どもが聞いているニュアンスでは、ほぼこの結論に沿った内容になりそうだと推測している状況でございます。

これが今後どうなるかということを経済に簡単に申し上げますと、3ページに戻って頂きまして、以上のCESRの助言を踏まえまして、来月4月までにECが同等性評価にかかる最終報告書を策定する予定になっております。さらにそれを踏まえまして、6月までに同等性評価を決定し、どの国が同等で、どの国が同等でないかという結論を出すという予定になっておりますが、実際は欧州議会その他との調整がありますので、最終的な結論はやはり夏休み以降に持ち越されるのではないかとというような推測も聞いております。いずれにせよ2009年1月から施行、これは動かないということですので、それまでには確実に結論が出されるというのが現状でございます。

以上でございます。

安藤会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明に対するご質問、ご意見等につきましては、監査と内部統制のご報告の後に頂ければと思います。

戸井田金融担当大臣政務官がお見えになっておられますので、ここでごあいさつを頂きたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

戸井田金融担当大臣政務官 金融担当大臣政務官の戸井田です。一言ごあいさつ申し上げます。

我が国の市場の競争力強化に向けて金融庁は昨年末に、金融・資本市場競争力強化プランを公表いたしました。会計制度や開示制度については、山本副大臣からお話があったと思っておりますが、会計基準のコンバージェンスの推進や、内部統制報告制度の整備のほか、次の3点を盛り込んでおります。

第1に、英文開示の対象の拡大です。現行では、いわゆる外国ETFのみ認められていますが、外国会社が発行する有価証券の全般に拡大します。現在、改正案のパブリックコメント期間中であり、ご意見も踏まえつつ、速やかに実施していきます。

第2に、EDINETシステムへのXBRLの導入です。財務情報の分析や加工を行いやす

くするため、コンピューター言語を用いた新しいシステムを3月17日より稼働いたしております。

第3に、いわゆるプロ向け市場の整備です。投資家をプロに限定した市場において、法定の開示義務は免除し、投資家への情報提供の方法は取引所ルールで柔軟に設定できるようにします。このため、改正案を今国会に提出いたしております。

金融庁は、これらを初めとする諸政策を、スピード感を持って着実に実施してまいります。委員の皆様のご協力をお願いいたしまして、私のごあいさつとさせていただきます。

安藤会長 ありがとうございます。それでは次に、報告事項の2に移らせて頂きます。

監査をめぐる国際的動向につきまして、友杉監査部会長及び事務局からご説明をお願いいたします。

友杉委員 それではご説明いたします。先ほど監査部会長に指名されました友杉でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

国際監査基準を設定しております国際監査・保証基準審議会では、現在、監査報告書、関連当事者など、幾つかの個別の監査基準の見直しが行われております。また、非常に分かりづらと言われております現在の国際監査基準の記載内容を整理して、すべての基準を3段階に区分するとしています。それは、1つ目は目的、2つ目は要求事項、3つ目はその他の説明の3段階に区分して、記載し直すというクラリティ・プロジェクト（明瞭性プロジェクト）と呼ばれる取組が行われております。

監査部会では、これまでも国際監査基準の見直しに合わせて、平成17年の監査リスクモデルの見直しに伴う監査基準の改正や、品質管理基準の設定などを行ってまいりました。ただし、我が国においては、監査の基準は、基本的な枠組みを示したいいわゆる監査基準と、これを具体化した日本公認会計士協会の指針とで構成されております。協会の指針として、中には対応してきているものもあります。

先ほど申し上げました国際監査基準の改訂におけるクラリティ・プロジェクト（明瞭性プロジェクト）に関しましては、本年1月28日に開催されました監査部会におきまして、「日本公認会計士協会において、検討を進めて頂くとともに、監査基準の改正の要否等とも関連することが考えられますことから、検討状況を適時・適切に、企業会計審議会にご報告頂くこと」をお願いしております。

なお、監査をめぐる国際的動向として、EUにおける監査の同等性評価等については、事務局からご説明をお願いいたします。

黒澤参事官 それでは、再び私のほうから補足説明をさせていただきます。

お手元に資料2-2をお配りさせて頂いております。監査基準をめぐる動きということでございますが、監査基準そのものにつきましては、会計基準とは異なりまして、必ずしもコンバージェンスがすごく進んでいるというわけではございません。と申しますのも、主要な資本市場、日本、アメリカ、EU、いずれにおいても、まだ国際監査基準を採用するという判断には至っていないからだということであろうかと思えます。EUはどこか将来的には採用する可能性を示唆しておりますが、いずれにせよ、今、友杉委員からご紹介がありましたクラリティ・プロジェクトがまず終わって、それを見てからだというスタンスのようでございます。そういった中で、欧州連合（EU）は監査についての同等性評価というものも始めておりまして、これについて若干補足説明させていただきます。

EUにおきましては法定監査指令、会社法8次指令とも呼びますが、2006年6月に採択しまして、2008年6月29日以降、EU域内において、監査人はこの指令に基づいた監査をしなくてはならないということです。そのための要件として定められたのが、例えば監査人になれる人の要件とか、あるいは監査人が遵守すべき監査基準、独立性規則、あるいはディスクロージャー及び加盟国政府による検査・監督のあり方、こういったものすべての基準、これをまず守らなくてはならないということでございます。これが今年の6月末から適用開始になるということでございます。

そうすると、EU域内に上場している会社を監査している第三国、日本の監査法人などはどうなるのか、ということが、当然出てくるわけですが、これについて、EUはやはり会計基準の同等性評価と、同じアプローチをとっております。もちろんEU加盟国の法制に全面的に服するという選択肢もありますが、そうでない場合、第三国において、法定監査指令において定められているものと同等の監督に服しているか否かという判断基準で決めるっております。

この同等性の中身ですけれども、指令上は同等性の評価の中身は、当該第三国の公的監視のあり方 これは監査人監督制度のあり方であります。品質保証 これは検査を含む品質保証のあり方であります。それから調査・懲罰 問題が起きたときにどのような調査、あるいはペナルティーが科せられるシステムになっているか。これらの体系全体を同等性評価することになっております。逆に言えば、監査基準そのものを同等性評価の対象としているわけではないということでございます。と言いますのも、EU自身がまだ国際監査基準を採用しておりませんので、同等性評価する出発点がもともとEU自体にもないということで、そうっていないということでございます。

この第三国の同等性評価、当初は域内国と同じように、今年6月末からということだったのですが、結果的には、どうも同等性評価が間に合いそうもないということで、これを3年ほど先延ばしするという内容の経過措置案が今年1月に公表されております。まだ案段階であり、最終的な結論は出ておりませんが、そういう形となっております。

この案について一言ご説明させていただきますと、別紙1という形でお配りしているかと思いますが、3ページにポイントだけを訳出してあります。これはあくまでも案、提案にすぎないということで変わり得るという前提でお読み頂きたいと思いますが、1条1項について、2008年6月29日の施行日から2011年1月までとりあえず先送りして、別表に掲げている第三国は当面、同等性評価を行わないが、そのまま活動してよいということになっております。45条を適用しないと書いているのは、そういう意味でございます。

別表が何かというので、1ページおめくり頂きますと、第1類型、第2類型、第3類型と書いてありますが、第1類型というのは、公的監督制度が存在しているということで、かなり進んだ国という位置づけになりますが、ご覧のとおりここに日本が入っているということでございます。第2類型、第3類型というのは、現時点ではまだ公的監督制度が存在しないが、将来的に導入する予定ないし見込みがあるというタイプの国になっております。そういった類型すべてについて、とりあえず第3類型も含め、経過措置を適用すると。ただ、経過措置を適用している間、何もしなくてもいいというわけではなくて、下に書いてありますように、必要最小限度の届出をしてほしいということで、例えば監査人の名称とかネットワークとか、あるいは直近の品質保証レビューの日付及びその中身といったものを関係する当局に提出しなさいということになっております。ただ、3項で書いてありますように、これはあくまでも情報収集を目的とした登録ということでございますので、これに基づいて、検査あるいは監督、処分ということは原則的にできないという位置づけになっております。これが3項でございます。

それと、4項は参考になりますが、以上のような枠組みなのですが、では、それまで加盟国は何もできないかという、そういうわけではありません。加盟国は海外当局とあくまでもバイの状況で、何らかの協力的な取組を結ぶことができるということが書いてあります。

1ページおめくり頂いて2条について、2年以内にこれをレビューすると。2008年に始まって2年以内ですから2010年ぐらいだと思いますけれども、レビューしてどうするかを決めるのだという、こういう形で経過措置案が提案されて、これについて、今現在これを最終化する方向に向けて、EU内で議論が進められていると理解しております。

最初のほうにお戻り頂きまして、2ページですが、今後の予定等につきまして、まず我が国

におきましても、ほとんどEUとほぼ同様の制度が既に4月1日から動き出すという予定になっております。4月1日以降、外国監査法人で日本において活動、日本で上場している会社に対する監査証明を出しているようなところは、日本の当局に届け出なくてはならないという形になっております。

今後のスケジュールですけれども、EUとしては法定監査指令について、6月28日までに域内の当局はこれを施行、法制化して実行しなければいけないわけですが、第三国の経過措置案がどうなるかについては、このころまでには恐らく結論は出るのではないかと見通されているところでございます。

以上が監査をめぐるものでございます。

安藤会長 ありがとうございます。

次に、内部統制報告制度の準備状況について、八田内部統制部会長及び事務局から、ご説明をお願いします。

八田部会長 内部統制部会長の八田でございます。

昨年の2月15日に開催されました本審議会の総会におきまして、内部統制部会がとりまとめた内部統制の基準及び実施基準が承認され、この基準等に基づいて、対象企業や監査人は準備を進めていると承知しております。

制度導入直前の状況は、内部統制の整備等の取組に、やや遅れている企業があるものの、多くの会社は内部統制の整備が終了した、または整備中であると聞いております。内部統制の基準及び実施基準では、米国における制度の見直しの動きなども踏まえ、企業等に過度のコスト負担をかけることなく、効率性と有効性のバランスをとりながら内部統制を整備することを目指しています。

しかしながら、実務の現場では、一部に誤った理解により、過度に保守的な対応が行われているとも言われております。したがって、制度の正しい理解が重要であり、導入後の状況も踏まえながら、必要に応じ、内部統制の評価及び監査の基準の見直しや、さらなる明確化等を検討することが必要であると考えます。

これまでの制度面の対応等につきましては、事務局からお願いいたします。

三井企業開示課長 それでは、縦長の資料の3をご覧くださいと存じます。内部統制報告制度導入に向けた対応でございます。

これまでに法律が成立して以来、あるいはその前からになりますけれども、この内部統制についての評価ないし監査の基準、それから実施基準を企業会計審議会で策定頂きまして、公表

されております。そして、その後、金融商品取引法の政令が8月に公布されまして、それから内閣府令、あるいはそのガイドライン、それから公認会計士協会のほうからは実務上の取扱いを公表頂いております。こうしたもので具体的な評価なり監査の取扱いについては、中身が表に出てきているわけございまして、それにつきまして、最近やや日本の内部統制制度はJ-SOXというふうに言われまして、アメリカのSOX法 アメリカのSOX法そのものは内部統制報告だけではなくて、内部統制報告制度は重要なパーツではありますが、日本の公認会計士法に相当する規律、あるいはディスクロージャー違反に対するペナルティーやそのエンフォースメントについて、広範な規定が盛り込まれておりまして、内部統制報告はその一つではないかと思いますが、そういうJ-SOXということで、この内部統制報告制度がアメリカで導入された当初のようなスタイルのものであるとの誤解が生じているのではないかということをご心配したわけでございます。

そうしたことから、この内部統制報告制度についての11の誤解というものを、金融庁は先般公表させて頂きました。この資料で言いますと3ページになります。具体的な中身は5ページからでございます。

まず、アメリカのSOX法と同じかということですが、基本的にはかなり違うと。正確に言いますと、導入当初のアメリカのサーベンス・オクスリー法における内部統制報告の実施の仕方とはかなり違うということでございます。

法形式は日本では証券法、いわゆる証券諸法に相当いたします金融商品取引法に盛り込まれまして、内部統制についての報告をディスクロージャーして頂くと。それについて、監査法人のレビューや監査をして頂くと、こういう仕組みでございまして、形式的には米国法と似ているわけでございます。

片や、内部統制の中身の評価、経営者による評価、それから監査法人による監査の具体的なやり方につきましては、アメリカのSOX法導入当時、業務プロセスのディテールにかなりこだわりの持たれて、かつカバレッジも非常に広く、いわば絨毯爆撃のように評価をしたと。あるいは、ダイレクト・レポーティング方式をとったこととの表裏でありまして、監査法人がそこを非常に細かく別途の立場で評価されたということから、実務に大変混乱があったと。あるいは最近のアメリカの委員会での報告を見ますと、この業務プロセスに過度にウエイトを置き過ぎて、全社的なリスクアプローチ、あるいは経営者によるトップダウン型のアプローチが欠けていたがために、コストの割にはベネフィットが少なかったというふうな反省なり、方針転換が表明されております。

この企業会計審議会では、皆様のご議論のおかげをもちまして、日本ではその業務プロセス中心、あるいはディテール中心のものではなく、トップダウン型のリスクアプローチをとるといふことで、当初からそういう考え方に立っているといふことで、アメリカの内部統制報告制度導入当初とはかなり違った哲学と方針で始められたといふふうに承知しております。

具体的なあらわれにつきましては、2番、6ページ以降に詳細を書いております。この紙をまとめるときには、正確性よりも誤解を解くということですので、ややインパクトを強めるような形で、できるだけワンフレーズで書くようにいたしました。そういったことから、正確性で言いますと、例えばそれぞれについて例外がある場合、特殊事情がある場合には、その特殊事情に応じて、実態に応じて判断をするということが求められているわけですが、とにかくその例外のところを重視しますと、読みようによって、例外を拡大していけば、当然のことながら、どんどん詳細になっていくという面があります。そういうこともありまして、あえてワンフレーズで重要な点に焦点を絞って書かせて頂いております。

例えば、特別な文書化が必要かということですが、これも企業会計審議会でおまとめ頂いた実施基準では、必ずしもそうではないと。フローチャートであるとか業務記述書の作成をマストとしているものではなくて、企業の作成した、あるいは使用している既存の記録を活用して、もし必要があれば補足をすればよいといったことを明示的に書き頂いております。

また、3番、7ページ、すべての業務について内部統制を評価するのかという、内部統制の評価の範囲にかかる業務の中身でございますが、初めて内部統制を評価するという段に当たって、何らかの形式的、数値的な基準があったほうが導入しやすいということから、あえて大胆に売上高で見て3分の2に達する事業拠点という絞り込みをしまして、また、勘定科目もその事業拠点について、売上、売掛金、棚卸資産の3つでまず始めようということでございます。もちろんオリジナルなテキストにはいろいろ例外的につけ加えることが書いてございますが、そこを広く見過ぎますと、この最初の基準をお作り頂いたときの趣旨が没却されるということもありまして、まずこのワンフレーズを前面にPRする必要があるのではないかと判断した次第でございます。

その意味では、8ページにあります中小企業についてもそうございまして、まず政令を出させて頂く段階で、行政的な判断としまして、これまでの皆様方の議論を踏まえて、この日本の内部統制報告の対象は上場会社に限定しております。上場会社と信金中金ですが、その趣旨は、アメリカのSOX法は日本でいう有価証券報告書提出会社全般に当たるわけでございます。先日調べたところによりますと、九千数百社が適用対象になっています。したがって、ア

アメリカでは、SECにファイリングしている会社であれば広く、非上場会社も内部統制報告が適用されると。

日本では、もう少し絞りまして、上場会社に限定したわけでございます。そうは言っても、ここでいう中小企業というのは、そういうことで上場企業でございますので、いわゆる一般的にイメージするような父ちゃん母ちゃん企業のような零細企業は入っていないわけでございます。それなりにIPOを遂げて、マーケットで取引されている企業でございますので、中堅企業といったほうがいいかもしれません。その意味では、中小という言葉にミスリーディングなところがあるかもしれませんが、上場企業の中では比較的規模の小さいところというイメージでございます。そういうものを念頭に、この企業会計審議会でおまとめ頂きました基準では、ここにありますような職務分掌に代わるような代替的統制や外部の専門家の利用といったことも提示して頂いていると承知しております。

次の9ページでございますが、特にここでよく誤解が生ずるところですけれども、金融商品取引法の内部統制は会社法の内部統制とは違って罰則があるので大変ですよということなので、待たなしですというふうな書物と言いますか、パンフレットなどに時々記載があるわけですが、明らかに誤りでございまして、内部統制を構築する義務というのは、金融商品取引法のどこにも書かれておりません。もちろん会社法上、取締役の任務として内部統制を構築するということは会社法上想定されていますが、それはビジネスジャッジメントルールのもとでの話でございます。会社の置かれた経営状況とリスクの大きさを比較衡量しながら、適切なペースで、誤解を恐れずにあえて言いますと、収益の状況を見ながら、かつ内部統制が欠けた場合におけるリスクの大きさや頻度を考えながら、場合によっては今年ではなくて、3年計画、何年計画といったことも考えながら、適切にやっていくものの中に、財務報告にかかる内部統制も1パーツとしてあるという位置づけでありまして、金商法上は内部統制の構築義務はありません。ありますのは、内部統制の状況について、報告書をつくって評価をするということと、それに対して監査を受けてディスクロージャーするという事に尽きています。

ここで、仮に重要な欠陥があると経営者が評価した場合には、それを正直にお書き頂くということが求められているわけでありまして、欠陥があること自体は金融商品取引法違反にはなりませんし、取引所からは上場廃止事由にはならないと言って頂いております。

それからあと、個々のポイントについて細かく説明していくのは時間の関係で省きますが、重要な点として最後に2つございまして、14ページの10番、適用日までに準備を完了させる必要があるのかという問いでございまして、4月1日から始まる事業年度にこの新制度が適用さ

れます。そうしますと、3月決算の会社は、この4月1日より前、したがって、今月中に内部統制が整備されていないと大変なことになるという誤解がありますが、そうではありません。財務報告の適正性をどのようにバックアップしていくかということでございます。

したがいまして、極論いたしますと、いろいろなプロセスで　そもそも内部統制は継続的なプロセスのものでございますが、それを来年の3月末の決算時点までに決算書がきちんとつくれるような体制に到達しているという全体的なプロセスを経営判断として考えて頂き、内部統制を構築、そして評価して頂くと。仮に3月末時点で決算書を作成するに当たって問題があったとしても、報告書提出日である来年の6月末までの改善状況を記載できるように、内部統制報告制度にかかる内閣府令におきまして、記載することができるようにしたところでございます。その心は、継続的なプロセスであるということでございまして、そういうことが書けるようにしてございます。

最後の15ページ、11番でございますけれども、期末、例えば来年の3月決算ですと、来年の3月をまたいでコンピューターシステムを変える、あるいは合併再編があるとすると内部統制がそのところで途絶え、不連続が起きることになるので、合併は延期しなければいけないかというような大変な誤解がございまして、そういうことではございません。内部統制が逆に合併再編であるとかシステム変更の時期を規定するという事は、尾っぽが胴体を振り回すことになってしましまして、これは経営判断として最も適切な時期にそういうことをして頂くということを前提に、合理的に内部統制を評価して頂くということでございます。したがいまして、やむを得ない事情によるものとして、その評価の対象から外し、それについて、監査は無限定な適正意見を出すことも可能であるということは、基準でうたって頂いているとおりであります。

最後のページ、別紙2というのがございます。こういう状況でございまして、行政としてもきちんとこの円滑な実施に向けての対応を行ってまいりたいと思っております。当然のことながら、この準備状況の的確な把握は必要でございます。必要に応じて、ヒアリング、あるいはアンケート調査をこれまでも実施させて頂いておりますが、引き続きこのような実態把握に努めさせて頂きたいと存じます。

その中で、追加的な質問を多数受け取っております、こういうものを取りまとめまして、今後追加的なQ & Aを公表してまいりたいと思っております。また、相談できるような窓口を、私どもは企業開示課でございますが設置しており、相談を受け付けております。また、昨年末に取りまとめました金融・資本市場競争力強化プランにおきましては、適時にレビューを行ってい

く旨を明言してございます。

それから、もう一つはこの金商法上では、まず内部統制の不構築に対するペナルティーはないわけですが、この内部統制をめぐるのは、金融庁があまり無用に厳しい対応で世の中を混乱させることはないのだということを明らかにして、当然のことではございますけれども、基準はあっても、その当てはめ、適用についての相場観が必ずしもでき上がっているわけではないとすれば、円滑な実施に向けて指導中心の行政対応を行っていくということが当然であり、必要であるということを変更してここで確認させて頂いた次第でございます。

以上でございます。

安藤会長 ありがとうございます。

それでは、これまでのご説明に関しまして、ご質問、ご意見等をちょうだいしたいと思います。どなたからでも結構です。ご発言頂ければと思います。

藤沼委員。

藤沼委員 元会計士協会の会長の藤沼でございます。

私は、IASBの監視監督機関であるIASCFのトラスティー、つまり評議員会の評議員でございます。トラスティーはIASBのガバナンスですとか資金拠出の問題等を主に議論しているわけですが、実は本年度のトラスティーの行動計画の中で、今年の7月から定款の見直しをする予定にしております。皆様のお手元の配付資料の最後に、「グローバルスタンダードへの道」という定款見直しの開始に当たってのいわゆる戦略ペーパーというものが配付されておりますので、簡単にご説明させて頂いて、またご意見があれば賜りたいと思っております。

ここで書いてありますIASCFというのは、国際会計基準委員会財団、その財団の中にトラスティーという組織がありまして、その下に会計基準をつくるIASBがあるという組織形態になっております。

現状は、国際会計基準が全世界100カ国ぐらいの国で使われるようになっていることに加え、米国のSECもIFRSの受け入れについてかなり前向きなアクションを昨年来とるようになってきており、最近では、アメリカでもIFRSを自国企業に適用すべきかどうか、将来IASに移行したらどうだというような議論が行われているわけです。そういった状況の中でトラスティーとして中長期戦略を考えるべきだということで戦略委員会を設置し、実は私もその戦略委員会の委員の一人であるわけですが、そこが中心になって、トラスティーの中で戦略レビューを昨年の春から進めておりまして、その結果を最終的にまとめたものがこの配付資料

でございます。

それで、今日は、その内容を簡単にご説明させて頂きたいと思います。

最初、1ページおめぐりになって頂きたいと思います。戦略レビューの目的というのがここに書いてありますように、今後10年間の将来像というものを構築すること。IASBが直面している環境変化ということを見きわめること。そして、2008年に開始する定款見直しについて活発な議論を促すということを中心とした目的でございます。

この戦略レビューは、先ほど申し上げたように私どもトラスティーが昨年の春ごろから議論しておりますけれども、ここでの議論というものは、定款見直しに当たって、この戦略コミッティーとトラスティーがつくったペーパーを押しつけるということではなしに、これを皆さんに広く公開して、活発な議論を促すものであるということでございます。

次に4ページについて頂きまして、IFRSの将来像、IFRSというのはInternational Financial Reporting Standardという意味でございますけれども、そのビジョンを掲げております。普遍的に受け入れられる財務報告のグローバルスタンダードになるということ、明確に表現された原則に基づく基準であるべきだということ。あと、すべての会社及び国境を超えて、一貫性、比較可能性を実現して、投資家が効率的に資本の配分を行うことが可能となるというような国際会計基準を作成していくということ、そういうことを将来像としています。

次に、その使命を再検討すべきではないかという問いかけです。これはIASBの定款の中で、SME、これは中小企業に適用する会計基準を含めるべきかどうかとか、経営者による討議だとか、XBRLとかvaluationというようなものについてまでもIASBが関与すべきかどうか。あるいは、非営利組織とかパブリックセクターについてはどうするのかというところを定款見直しに当たって、具体的に問題提起をすべきかどうかということでございます。

次の6ページでは、将来像の実現に向けて重要ないわゆる戦略上の基本的な要点というものを決めたほうがいいのではないかとということで4点を提案しております。IASBは何か独善的に会計基準をつくっているとか、人の意見を聞かないとか、そういうようなご批判が聞こえてくるわけでございますけれども、そこでこの将来像の実現に向けての重要な要素として、独立性を保持し、かつ社会に対する説明責任を果たすことができる組織でなければならないこと。採用地域の観点から、IASBは真のグローバルな基準設定主体となることを目指すべきだということ。また、現在IFRSのヨーロッパバージョンとか中国バージョンとかいろいろ修正版IFRSがあるわけですが、IFRSのブランドを保護するということが大事だということ。あと、IASBはプロフェッショナルな職業環境での効率的な運営をするというこ

とでございます。

まず、社会に対する説明責任を伴う独立性というのは、これは英語でインディペンデンス・ウィズ・アカウントビリティーと表現しておりますが、これは一番大事なことだと我々は思っております。IASBの意思決定の独立性という概念は、基本原則として、合意されたデュープロセスの中にあるということで、勝手にどんどん基準を作っていけばいいということではないということを明確にしております。

一方、IASBはこの基準設定に利害のある関係者との信頼と尊敬を維持する必要があり、また、広く社会に対する説明責任を重視する必要があることを明確にしました。

IASBの組織の基準設定の独立性の維持は説明責任を果たすという責務と一体性があることを明確にしております。

安藤会長 途中ですが、あと数分でお願いできますか。時間の制約がありますので。

藤沼委員 それでは、時間の都合がありますのであとは手短に説明させていただきます。トラスティーとIASBの活動に対してモニタリンググループという公的機関を設置することが議論されております。モニタリンググループはトラスティー、つまり評議員の指名の承認とか、IASBの基準設定の監視活動、また資金調達が安定的かつ健全なものかなどについてモニターしていく機関です。現在このモニタリンググループの構成員には、IOSCOから4人、その中には米国のSECと日本の金融庁の代表者を入れることが提案されております。加えてEC、IMF、世銀というような公的機関の代表者3名の合計7名で構成されることが現在提案されております。その他に、説明責任を果たすために、トラスティーの役割の拡大を提案しており、例えば年次総会をしようとかいろいろな提案を行っております。これは11ページに書いてあります。

あと、資金調達のメカニズムをもう少し明確なものにするという提案。これは12ページに書いてあります。真にグローバルな組織にするということで、13ページですけれども、現在、14名がIASBのボードメンバー数になっていますけれども、これを16名に拡大したらどうだという提案です。北アメリカから4、ヨーロッパから4、アジアから4、残りの4名をほかの地域に、例えばアフリカあるいは南米、その他能力がある人がいれば、北米からでもアジアからでもどこの地域からでも良く、そこから4名を選び、合計16名ということにしたらどうかという提案です。

あと、IFRSブランドの育成と保護のためにどのような手段を取ったらよいかという提案です。

今後の予定ですけれども、定款の見直しについては、7月の初めに、これはかなり早めになるかもしれませんが、ディスカッションペーパーを出しパブリックコメントを求め、基本的なガバナンスやIASBのボードメンバーの地域別構成等の重要な問題については、できれば10月までに決めたいと思っております。残りの部分は来年の3月ごろまでにディスカッションペーパーを出し、できれば7月、あるいは10月ごろに定款の最終決定をしたいという予定でございます。時間もないとは思いますが、ご意見があれば賜りたいと思います。

以上でございます。

安藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの藤沼委員のご報告も含めまして、どうぞ全体にわたってご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いします。

柴田委員、どうぞ。

柴田委員 EUによる会計基準の同等性の評価について、日米欧の3地域の中で日本だけが取り残されるというような危惧も過去にありました。これが2008年6月ないし夏休み以降までに目途がつくということは、非常にいいニュースです。関係者の方々のご努力に敬意を表したいと思います。

また、内部統制報告については、負担軽減のためにリスク・ベイズト・アプローチ、直接報告の不採用、つまり経営者による判断の原則をわが国が採用したにもかかわらず、米国という「違う法体系の国」での経験をそのまま日本に適用すればよいかのような誤ったアドバイスを広めた商売ありきのコンサルタントおよび評論家の活動が一部にありました。結果的にこの方々の活動がかなり誤解を広げたかに思います。この誤解を解くための対応をされているということにも敬意を表したいと思います。

安藤会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

高田委員。

高田委員 臨時委員の高田です。

これは中身に対する意見ではなくて公表の仕方に関してのお願いなのですが、内部統制の監査の基準及び実施基準につきましては、参考資料ではありますが、英語版が金融庁のホームページにございます。実は海外の方々も非常に日本のこの動きに対して関心を持っておりまして、私も外国に行くときに日本の内部統制監査の説明をよく頼まれます。そのようなときに英語版の資料が参考資料であってもありますと、理解を促すのに非常に役立ちますし、海外の方々のあらぬ誤解も解けると思っておりますので、ぜひ基本的なポリシーですとか重要な基準、それ

からガイドラインにつきましては、予算の制約はあると思いますが、英語版の制作をお願いしたいと思っております。

以上です。

安藤会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

永井さんですね。

永井委員 永井でございます。

4月から上場企業の四半期決算開示が本格的にスタートいたしますのに加えまして、内部統制報告もスタートということで、それ以外にも海外子会社との会計方針統一など、一部会計ルールも変わります。これは私のような外部の人間から見ますと、企業の実態がより早い段階でクリアになるという点で、非常に利点が大いいかとは思いますが、現場の方の負担というのは、新制度のスタートに加えて、昨今の経済情勢といったことから、かなり重いのではないかと考えられます。

それで、先ほど八田先生もおっしゃいましたように、こうした新しい制度が現場でうまく回っているのか、フォローアップと申しますか、適切な対応も必要ではないかと思えます。

以上です。

安藤会長 これは承るだけでよろしいですか。それとも何かありますか。

三井企業開示課長 まず英語版のご指摘でございます。今、鋭意作業中でございます。特にこの開示制度につきましては、海外の方にも出して頂く必要があるものがございます。したがって、内部統制報告制度も含めまして、外国企業で日本に上場されている会社、あるいはその代理人である弁護士、会計士の方々に説明会も実施させて頂いたところですが、英語版についても、今、鋭意準備中でございます。若干お時間をちょうだいして恐縮でございますが、努力してまいりたいと思えます。

それから、現実に現場がどのように動いているのか、フォローアップが重要であるというのは、全くそのとおりでございます。私どもとしても、報告を受け取る財務局も含めて、金融庁全体として、そういうフォローアップ、それから必要があれば、その明確化なり、あるいは改善なりに努めてまいりたいと思えます。

安藤会長 他にご質問、ご意見はございますでしょうか。

島崎委員 島崎です。内部統制の関係につきまして意見を申し上げたいと思えます。

先ほど三井課長のほうからお話がありましたが、この11の誤解に対する金融庁の見解というのは、全くそのとおりで非常に結構な内容だと思いますが、実際の現場では、去年この制度が

公表されてからこの1年ぐらい、大変な混乱がありました。混乱があったからこういう誤解を解くメモが出たのだと思いますが、その混乱はなぜ起きているかという、企業が具体的にどうするかということで、会計士、監査法人、あるいはコンサルタント これも監査法人系のコンサルタントですけれども、そういうところに相談した場合に、先ほどの時間軸の話、あるいは対象範囲の問題、監査の方法などについて、アメリカであった例を下敷きに対応してることが多い訳です

私共はグローバルにビジネスをやっていますので、アメリカの子会社におけるJ-SOX対応については、アメリカの監査法人にお願いしております。彼らはアメリカのSOX法をJ-SOXにやき直して、ある程度、これはいいですよということを、会社に言っていると思われることがありますが、監査法人としては、監査をやった後での金融庁等のレビューで何か指摘されたら困るという思いが強いのではないかと。私どもの監査法人がどうこうではなく、一般的な話をしているわけですが、これは金商法の銀行での投信販売等での過度な説明も若干そういうことがあるのではないかとということを今回言われています。

そこで、お願いしたいのは、今日は会計士協会の方が来られていますが、実際に監査をする、あるいはコンサルをする監査法人等に対して、きっちりとした説明をして頂きたいと思います。この趣旨は全くそのとおりだと思いますけれども、それがどの程度徹底されてくるのか、現場にいけばいくほど、少し慎重になり、それが結果としてかなりの慎重になって過度の要求を会社にしていくことになってはいないか。我々の会社でも直接対外的に払うもので恐らく50億か60億円はかかると思いますが、J-SOX対応にはそれだけのコストをかけてやるべきだと思ってやっていますし、会社にとっても業務の品質を高めるということは、企業にとってもプラスになるということでやっているわけですが、むだなことはやりたくない訳ですから、その辺のところをぜひともお願いしたいと思います。

安藤会長 ありがとうございます。これについては何かございますか。いいですか。

引頭委員、どうぞ。

引頭委員 今の島崎委員のご発言に関しては、私もそのとおりと思っております、11の誤解に対するご回答は非常に的を射た、よい資料だったかと思えます。

先ほど三井課長から今後、準備状況の的確な把握をされるとのご説明がありました。なかなか難しい面もあるかもしれませんが、現在の各社の準備状況の実態に対する評価のようなものを金融庁さんのほうで把握された際に、ぜひそれを公表し、世間に広く知らしめて頂きたいと思っております。また、当然のことながら、先ほどの島崎委員もおっしゃったように公認会計

士協会なり監査法人、関係するところにいち早くフィードバックして頂き、むだな作業はできるだけ排除し、より効率的に日本企業の経営の質を上げていくということに資すればよいのではないかと思いますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

安藤会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

黒川委員。

黒川委員 私は会計のほうの立場から一つ。四半期報告等も順次充実してくるということで、普通であれば、速報性ということですぐれているんでしょうけれども、昨今のこのパニックのような市場の動向などを見まして、またアナリストの方々のインタビューなども研究しておりますと、非常に市場がぶれるというんでしょうか、会計情報の変動が市場にも非常に大きく影響するとか、そういうことも危惧されている意見もございました。

そこで、金融庁の役割として、この企業会計審議会もそうでしょうけれども、会計基準を作成するという点からすれば一步退いたわけですけれども、金融庁としては、でき上がってくる会計基準というものが市場に対してどのように、本当のところは影響しているのかというようなところを、先ほど藤沼先生もおっしゃっていましたが、よくモニタリングし、そしてその結果フォローアップして、本当に人間社会に対して役立っているものになっているのかどうかということ、どこかが見つめていかなければならない。そういうようなところで、金融庁としては、ぜひとも会計基準自体のほうについてもフォローアップをしていって頂きたい。市場と会計基準との関係について、見詰めていって頂きたいと思っています。

安藤会長 藤沼委員。

藤沼委員 黒川先生のお話に関して、これは国際会計基準のデュープロセスの強化の話ですが、トラスティーのイニシアチブで、会計基準を新しく出すときには、インパクトアセスメントということで、新会計基準のコストベネフィットを評価しようじゃないかということを決めました。また、フィードバックステートメントといいまして、いろいろな組織や団体などから新会計基準に対するコメントレターが来ておりますが、それについてどのように対応したのか明確な説明がない。この間のプロセスをオープンにし、もう少しディテールなものを公表すべきだということも決めました。あとポストインプリメンテーションレビューということで、会計基準が出てから2年後にその基準がよかったのか悪かったのか、意図したとおり正しく適用されたのかなどを分析し、またウオッチしていくということも新しく決めました。

安藤会長 ありがとうございます。ほかにご意見ございますか。

西村委員 西村でございます。

先ほど島崎さんがおっしゃったとおりのことですが、やはり今回の監査の立て付けがいわゆるインダイレクトということになっておりまして、監査のプロたる監査人がやられるということと、我々がやるところと、その差というのはなかなか埋まらないのではないかと思います。ですから、会計士の対応の仕方は、現場へ行くと、どうしても保守的になってまいります。やはりダイレクトな立て付けの監査になってまいります。そこでぜひとも協会のほうでも初めのうちから過度に保守的にならないようきちっと対応して頂いて、また金融庁のほうもそのようなご指導をぜひお願いしたいと思います。

安藤会長 ありがとうございます。ほかにご意見はございますでしょうか。ご質問等よろしいでしょうか。

そうしましたら、ちょうどいい時間で進んでおりますので、先に進ませて頂きたいと思いません。

これまでのご意見等を踏まえますと、今後の本審議会の運営に当たりましては、より国際的な動向を注視していく必要があるものと考えます。本審議会の今後の運営につきまして、お手元に資料4の案がございます。この案として整理したもの、企業会計審議会の今後の運営について、これにつきまして、事務局から紹介及び補足をして頂きたいと思えます。

三井企業開示課長 それでは資料4、たたき台として今後の運営についてのペーパーを1枚用意させて頂いています。

この企業会計審議会は3つの部会がございます。部会構成はご案内のとおりでございまして、2ページ目につけてございますが、企画調整部会でございます。このEUの同等性評価、大変重要な局面を今後迎えるということ、それからその他の国の動向もございまして、あるいは世界全体での国際的なコンバージェンスの動向を踏まえて、引き続き審議事項の企画調整を行うとともに、必要な審議・検討を行って頂くこととしてはどうかということでございます。

2番目、監査部会でございます。先ほど事務局からも、それから友杉先生からもご説明頂きましたように、国際的な動きがあるところでございます。また、現在、ASBJにおきましては過年度修正の会計基準の検討などが行われておりまして、監査についてどう考えるかという議論が、もしかすると出てくるかもしれません。あるいは、内部統制報告制度は、もともと平成3年の監査基準のリスクアプローチの導入ということから、監査計画上、内部統制について評価しながら監査計画を立てるということになっておりましたので、内部統制報告制度の導入に伴いまして、この点について見直しが必要なかどうか、引き続き現行のようなスタイルでいいのかどうかといった点。

それから、国際的にはクラリティ・プロジェクト、先ほど先生からご説明がありました明瞭化プロジェクトが進んでおりまして、これとの関係で、日本公認会計士協会でお作り頂いていきます指針についてモニタリングし、必要に応じて議論していくといったことが想定されるのではないかと考えられます。

3番目の内部統制部会、今日も大変たくさんご議論頂きました。この円滑な実施に向けまして、引き続きこの現場での状況、あるいは実務の状況を踏まえまして、これはレビューを行っていきまして、必要に応じてさらなる明確化なり見直しなりを引き続き議論していく必要があるのではないかと考えまして、用意させて頂いた次第です。

以上でございます。

安藤会長 ありがとうございます。

この案を含めまして、本審議会の今後の運営について、ご質問、ご意見等を承りたいと思います。どなたか、よろしいでしょうか。

特にご発言がないようでございます。よろしいでしょうか。

そうしますと、この運営方針をご承認頂くということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

安藤会長 ありがとうございます。

それでは、ご承認頂いたということで、このように決定させて頂きます。なお、本審議で本日もちょうだいいたしましたご意見は、今後の部会等での審議の際、参考とさせて頂きます。

それでは、ちょっと予定の時間には早いですが、本日の議事はこの辺で終了させて頂きたいと思っております。

会計や監査をめぐる国際的動向につきましては、本審議会としても引き続き強い関心を持って、その動向を注視し、必要に応じて委員の皆様方のご意見を頂いてまいりたいと考えております。各部会等における具体的な審議につきましては、改めて事務局からご連絡させて頂きますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これにて閉会いたします。お忙しいところ、ご参集頂きましてありがとうございました。

午前11時20分 閉会